

今回は、平成22年12月17日に第二段階施行された**改正割賦販売法**の内容とその影響について解説します。



そもそも「割賦販売法」とは…

後払い(クレジット)で、商品等を購入する取引に関するルール(書面交付義務やクーリングオフなど)を定めた法律です。

改正までの背景

悪質な訪問販売で大量の購入契約を押し付けられたり、キャッチセールスで支払能力を超えるクレジット契約を結ばされる…というようなマネートラブルがあとを絶ちませんでした。こういったトラブルを未然に防ぐため、平成21年12月1日に、「訪問販売等でのクレジットでは、一定の条件により、クレジット契約のお申込みの撤回や契約の取り消しができる」というように割賦販売法が改正されました。

A クレジット(後払い)取引って?

クレジット取引は、以下の2つに分けられます。



①「**包括クレジット**」…クレジットカードを使用するもの。
⇒一般的にクレジットカードで、ショッピングする取引です。

②「**個別クレジット**」…カードを使用せずに、商品等を購入するたびにクレジット会社の審査を受けて利用するもの。
⇒一般的に訪問販売などで、利用されます。

●「支払可能見込額」を超えるクレジット利用は原則禁止となります。

過剰なクレジットの利用による消費者被害の防止のため、クレジット会社は、年収、過去のクレジット債務の支払状況等にもとづいた「**支払可能見込額**」の調査が義務づけられることになりました。



「支払可能見込額」を超えるクレジット限度額の設定が禁止されたことにより、クレジットカードの利用状況や、年収などによっては、利用可能枠を減額されたり、新たにクレジットカードの契約ができなくなる可能性があります。



※「支払可能見込額」の調査は、契約する時と、クレジットの更新時に行われます。

【参考】「支払可能見込額」の算出式 [※(株) 労金カードサービス資料より抜粋]

$$\text{支払可能見込額} = \left(\text{1 収入} - \text{2 生活維持費} - \text{3 年間支払予定額} \right)$$

年収………申告された年収。

生活維持費………「居住地」、「住宅所有の有無」、「世帯の人数」などを乗じて算出される8パターン(90~240万円)。

年間支払予定額……個人信用情報機関に各クレジット会社が登録する金額をもとに算定。

⚠ 支払可能見込額の9割を超えて利用可能枠を設定することができなくなります。

【ポイント1】

従来の「分割払い」「リボ払い」の他に「**2回払い**」・「**ボーナス払い**」も**割賦販売法の対象**となります。

※1回払いでも支払い日までに2ヶ月を超える場合も適用されます。



【ポイント2】

○クレジットカードには、商品やサービスの代金を後払いにする「**ショッピング**」機能と、お金を借り入れる「**キャッシング**」機能があります。

○今回の「支払可能見込額調査」は、「**ショッピング**」に関する審査に適用され、「**キャッシング**」機能の審査は、これまでとくミーツで紹介してきた「貸金業法」にもとづき行われます。



まとめ



- 「割賦販売法」の改正は、私たち勤労者にとっては、悪質な訪問販売の防止や、多額のクレジット利用が抑制できるという意味ではとても良いことですが、一方で一部の利用者への影響が懸念されています。
- もし、訪問販売などの「マネートラブル」や「割賦販売法」の改正により、困っている人がいたら、まずは「くろうきん」をご案内してください。

➡「くろうきん」は、弁護士や司法書士とのネットワークにより、お金に関する問題の総合的な窓口になります。